

質 問 回 答

2019年 11月 11日

「バングラデシュ国建築行政体制強化プロジェクト(第一段階)」

(公示日:2019年10月30日/公示番号:19a00629)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第1 企画競争の手続き_2頁 5 競争参加資格	第一段階を受注した企業は、継続して第二段階に応札できるという理解でよろしいでしょうか。	第一段階を受注した企業も、別途行われる第二段階の公示に応募することが可能です。
2	P12 「(5) 活動の概要」	13 ページに「尚、(仮)としているものは、第二段階で想定される活動内容であり、第一段階の活動を通じて、先方と追って詳細計画策定調査で合意するもの。」という記述があります。 成果 1: 以下の 1-1~1.5 の活動を実施機関と共に実施する、とあります。 一方、活動 1-2、活動 1-3、活動 1-4、活動 1-5 は(仮)とされています。これらは第二段階の活動でしょうか。	ご理解の通りです。ただし、第一段階の活動を経て、活動内容に変更が生じる可能性が有ることは企画競争説明書に記載のとおりです。
3	P14 「成果 2」	以下の 2-1~2-4 の活動を実施機関と共に実施する、とあります。 一方、活動 2-2、活動 2-3、活動 2-4 は(仮)とされています。これらは第二段階の活動でしょうか。	同上。
4	P15 「成果 3」	以下の 3-1~3.4 の活動を実施機関と共に実施する、とあります。 一方、活動 3-2、活動 3-3、活動 3-4 は(仮)とされ	同上。

		ています。これらは第二段階の活動でしょうか。	
5	P8 「(3)業務従事予定者の経験、能力」	【業務従事者:担当分野 建築工法/施工仮】 10 ページのプロポーザル評価配点表 (2) 業務従事者の経験・能力: 建築材料/施工 24 ページの(2)業務従事者の構成(案) イ 建築工法/施工管理(3号) という表示で異なっています。どれが正でしょうか。	誤記であり「建築工法/施工管理」が正となります。
6	P20 「【活動 3-1 関連】」	2) 第二段階における改善のための活動案の提案 オ)上記エ)の課題に対する、、、とありますが、上記 1) 現状把握のためのデータ収集・分析には、 ア)、イ)、ウ)までで、エ)はありません。どの部分を指しているか指示ください。	正しくは上記ウ)の課題に対する、、、となります。 (【活動 3-1 関連】 1) 現状把握のためのデータ収集・分析 ウ) の課題に言及していません。)
7	企画競争説明書 P24	・契約期間：公示には、契約期間は、2019 年 12 月 26 日～7 月 30 日となっているのに対して、企画競争説明書 P24 に「2020 年 6 月までに業務完了報告書を提出」とある。どう解釈したらよいか。	通常は最終報告書を提出した後、精算作業等に 1 か月を見込んだ上で契約履行期限としています。このため、6 月末に最終報告書提出、7 月末に契約終了を予定しています。
8	企画競争説明書 P24	・現地業務期間が、4 回とされているが、それは、業務主任者と建築工法/施工管理のそれぞれが 4 回ずつという理解でいいか。その場合の、現地業務期間の業務全体に対する割合の目途はあるか。また、提案書での現地業務の回数の増減は許容されるか。	業務主任者と、建築工法/施工管理担当それぞれが 4 回の現地渡航を行う意図です。 現地業務期間は第 4、1. 業務行程計画に記載の通りになります。 渡航回数の増減が業務実施の上で効果的と認

			められる場合には、プロポーザルの中で理由を付して提案してください。
9	-	・現地再委託：現時点で、既存の活用可能な資料の存在が把握できておらず、不十分な場合に備えて現地再委託の経費を計上してよいか。その場合、適切な委託先が把握できていないので、委託先未定の概算での計上となるがよいか。また、委託先は、例えばこれまで JICA プロジェクトを受託、実施した日本のコンサルタントでもよいか。	第4、5. 現地再委託の対象業務に限り、再委託可能です。 見積もり上、概算計上は可能になります。 現地業務の再委託では、原則的に現地企業への再委託となります。
10	企画競争説明書 P21	・詳細計画策定調査への協力として、2020年6月予定とされているが、契約期間中に調査に参加するということか。その場合、その業務は、今回の提案書の業務として記載しない（業務としてカウントしない）という理解でいいか。	詳細計画策定調査団へのアドバイスを想定しており、「参加」ではなく、側面支援を想定しています。今回提案書の活動内容としては記載不要です。
11	企画競争説明書 P21	・ワーキングレベル会議が月例とされているが、契約期間中に毎月1回とすると、7回ということになるが、それだけの回数を想定しているのか。現地業務の回数が4回とされており、その回数より多く開催することを想定しているのか。場合によってはビデオ会議による開催も許容されるか。その場合、JICAの施設の利用は可能か。	ワーキングレベル会議は、バングラデシュ側の（PDやPM）主導の下で毎月開催されることを意図しており、従って、受注者が現地に物理的に滞在していないタイミングで実施することを想定しています。 コンサルタントが国内作業中は、ビデオ会議での対応は可とします。（必要に応じてJICAのTV会議設備は使用可能です。）
12	企画競争説明書 P21、22	・招聘について：招聘計画書の提出は、第2回渡航後目途（3月頃を想定）（P22）、実施は、2020年度（P21）となっており、実際の招聘時期は、2020年4-5月頃と考えてよいか。	ご理解の時期で問題有りません。

13	-	・招聘時の講義の謝金の基準を教示いただきたい。また、講義の一部を受託者がやる場合、謝金の支払い対象になるか。	・謝金の支払い基準につき、欄外のガイドラインを参照下さい。 講義の一部を受託者(受注者)で実施する場合も謝金支払い対象になります。
14	-	・人件費の支出の報告の方法はどうすればよいか。勤務簿などでよいか、それとも支払いの事実を示す必要があるか。その場合、他の業務も並行しているので、本業務に特定した支払いの証明が困難である。	勤務簿(月報)により報告する形になります。 (給与支払い等の証憑は不要です。)
15	-	・その他の原価の支出の報告は必要か。必要な場合、どのような書類が必要か。	不要です。
16	-	・直接経費の実際の支出が、申請案から増減があった場合の手続きはどうしたらいいか。	増減の内容にもよりますが、打合簿や契約変更が必要になる場合が有ります。欄外のガイドラインを参照下さい。

コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf

業務実施契約における契約管理ガイドラインについて

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guide_g.html

以上